

## SAGA2024国スポ・全障スポ 弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、SAGA2024国スポ・全障スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務分担

SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

#### （1）県実行委員会

ア 国民スポーツ大会 総合開会式

イ 全国障害者スポーツ大会 開・閉会式及び競技会

#### （2）市町実行委員会

国民スポーツ大会 競技会

### 3 弁当調製施設の候補

（1）県実行委員会は別に定める募集要項により、弁当調製施設の募集を行う。

（2）市町実行委員会は、別に定める方法による。

### 4 弁当調製施設の選定

（1）県実行委員会及び市町実行委員会は、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び関係する保健福祉事務所（以下「HW0」という。）等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調整施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP<sub>※1</sub>に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力<sub>※2</sub>が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 県実行委員会及び市町実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

（2）弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ別に定める。

（3）県実行委員会及び市町実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

※1 HACCP とは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法。

※2 弁当調製能力とは、「1日当たりの弁当調製数」と「配送可能範囲」を指す。

## 5 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 市町実行委員会は、選定した弁当調製施設を「SAGA2024国スポ・全障スポ弁当調製施設名簿」(第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和5年9月末日までに県実行委員会へ報告する。
- (2) 県実行委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び市町実行委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、第1号様式により県生活衛生課に報告する。併せて県実行委員会は自ら選定した弁当調製施設を市町実行委員会に情報提供を行う。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、それぞれ(1)及び(2)に準じて、速やかに追加分の弁当調製施設を県実行委員会は県生活衛生課に、市町実行委員会は県実行委員会に報告する。
- (4) 県生活衛生課は、県実行委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

## 6 弁当調製施設の選定取消し

- (1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記4により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取消することができる。
  - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
  - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
  - エ その他当該弁当調製施設を選定した県実行委員会又は市町実行委員会が不相当と認めたとき。
- (2) (1)により、市町実行委員会が選定を取消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県実行委員会は、速やかに県生活衛生課に報告する。
- (3) (1)により、県実行委員会が選定を取消したときは、速やかに県生活衛生課に報告する。併せて市町実行委員会に情報提供を行う。
- (4) 県生活衛生課は、県実行委員会及び市町実行委員会が選定の取消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

## 7 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 斡旋弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県実行委員会又は市町実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。
- (2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて1,000円以内(税抜)とし、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

## 8 弁当の献立

県実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、令和3年度に策定した「昼食弁当献立作成方針」により、選手のパフォーマンス向上やコンディションづくりに配慮するものとし、市町実行委員会においては県実行委員会の取組も参考として、献立の作成又は選定を行うものとする。

## 9 弁当の申込み・受付及び発注等

- (1) 大会参加者への斡旋及び支給を行う弁当の申込み・受付及び発注等の手続きについては、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 大会参加者からの申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、大会参加者からの申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

## 10 弁当の調製、運搬等

県実行委員会及び市町実行委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製等に当たっては、別に定める「SAGA2024食品衛生対策実施要領」により、衛生管理を徹底するとともに、弁当調整能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他県実行委員会又は市町実行委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県実行委員会又は市町実行委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県実行委員会又は市町実行委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

## 11 弁当の保管及び引換

県実行委員会及び市町実行委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、HWOの指導の下、衛生上の安全を確保する。

## 12 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県実行委員会及び市町実行委員会が別に定める方法により精算する。

## 13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会又は市町実行委員会がそれぞれ弁当調製施設や県生活衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県実行委員会及び市町実行委員会は、10(2)及び11について、必要に応じて事前に県生活衛生課又はHWOへ相談し、衛生上の安全を確保する。
- (3) 県外開催競技会における弁当の調達については、原則としてこの要項に準じて取り扱うものとする。